

受講資格別受講申込必要書類等一覧表

区分 番号	受講資格の内容		受講申込に必要な書類等		
	学歴・職歴、資格等	実務経験年数	受講 申込書	顔写 真	必要な添付書類・証明書等
1	石綿作業主任者技能講習を修了した者	実務経験年数不問	○	○	①作業主任者技能講習修了証の写し
2	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数： <u>2年以上</u>	○	○	①卒業証明書又は卒業証書の写し（※1） ②実務経験証明書（※2）
3	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の建築に関する実務経験年数： <u>3年以上</u>	○	○	①卒業証明書又は卒業証書の写し（※1） ②実務経験証明書（※2）
4	「2」に該当するものを除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数： <u>4年以上</u>	○	○	①卒業証明書又は卒業証書の写し（※1） ②実務経験証明書（※2）
5	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数： <u>7年以上</u>	○	○	①卒業証明書又は卒業証書の写し（※1） ②実務経験証明書（※2）
6	「2～5」該当しない者（学歴不問）	建築に関する実務経験年数： <u>11年以上</u>	○	○	①実務経験証明書（※2）
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）に規定する改正前の労働安全衛生法別表第18条第22号に掲げる特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者	石綿含有建材の調査に関して実務経験年数： <u>5年以上</u>	○	○	①作業主任者技能講習修了証の写し ②実務経験証明書（※2）
8	建築行政に関する者	実務経験年数：2年以上	○	○	①実務経験証明書（※2）
9	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る）に関する者	実務経験年数：2年以上	○	○	①実務経験証明書（※2）
10	産業安全専門官若しくは労働衛生専門官、産業安全専門家若しくは労働衛生専門家であった者	従事経験年数不問	○	○	①実務経験証明書（※2）（経験年数は不問ですが、在官したことの証明が必要となります。）
11	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上	○	○	①実務経験証明書（※2）

※1 卒業証明書又は卒業証書の写しで、建築学に関する学科が明記されていない場合は、履修科目証明書若しくは成績証明書を併せて添付して下さい。受講資格番号3で、専門職大学前期課程修了の場合は、修了証明書と読み替えて下さい。

※2 実務経験証明書は別添2の様式を添付して下さい。なお、事業者が受講資格の実務経験又は従事経験を満たしていることを証明できる任意の書面でも結構です。

受講資格確認のため、証明書類の原本を確認させていただく場合があります。また、追加書類の提出をお願いする場合があります。提出していただいた書面で受講資格が確認できない場合は、受講をお断りすることがあります。